

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を平成31年3月4日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成31年3月7日

京都市長 門川大作

1 建築物の名称

旧本家三友

2 建築物の所在地

京都市下京区三ノ宮町通上ノ口上る岩滝町162番, 214番2, 215番1
及び同区東高瀬川筋上ノ口上る聖真子町166番

3 建築物の概要

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 建築年代 | 1929 (昭和4) 年頃 |
| (2) 構造 | 木造 |
| (3) 階数 | 地上2階 |

(都市計画局建築指導部建築指導課)